

サービスの提供事業所の承認に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
安全設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 Z17 は、サービスの提供事業所の承認に関する要件を規定しており、本会は当該要件を規則に取入れている。

サービスの提供事業所の承認にあたっては、サービスを提供する能力が十分にあることを確認するために模擬試験の実施を要求しているが、既に他の船級協会により承認を受けている事業所に対する取扱いに関して不明確な点があった。

このため、IACS ではそのような事業所に対して、既に実施した模擬試験の結果を確認し問題ないと判断した場合、当該試験の実施を省略できる旨を規則に明確化した。また、これと併せて、膨脹型救助艇の整備事業所に適用される要件を改め、かつ当該統一規則にて参照される IMO 文書を更新したものを IACS 統一規則 Z17(Rev.17)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.17)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) サービスの提供事業所の承認審査における模擬試験に関し、IACS に加盟している船級協会の承認を既に取得している事業所にあつては、当該試験の実施に代えて、試験結果の確認のみとすることができるよう旨を明記する。
- (2) 膨脹型救助艇の整備及び保守を行う事業所について、救命艇等の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理事業所に関する要件の適用対象となるよう関連規定を改める。
- (3) サービスの提供事業所が所持すべきものとして参照される IMO 文書の番号を改める。
- (4) 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施する事業所について、詳細分析によりサンプル水分析を実施する技術者に対する訓練要件を追加する。

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

2 章 審査

2.3 承認審査

-3.(3)を次のように改める。（日本籍船舶用）

-3. 現地調査

前-2.に規定する書類調査の結果が良好である場合、次の(1)から(3)に従い、現地調査を行う。

((1)及び(2)は省略)

(3) サービスの提供事業所の現地調査は、次の(a)及び(b)による。

- (a) 事業所が、前-2.に規定する書類調査によって調査された資料に従って適切に組織及び管理されていることを確認する。
- (b) 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し、良好な試験結果であることを確認し、当該サービスを提供する能力があることを確認する。なお、本会が適当と認める船級協会により承認を既に受けている事業所にあつては、実施された模擬試験の結果を確認することとして差し支えない。

-3.(3)を次のように改める。（外国籍船舶用）

-3. 現地調査

前-2.に規定する書類調査の結果が良好である場合、次の(1)から(3)に従い、現地調査を行う。

((1)及び(2)は省略)

(3) サービスの提供事業所の現地調査は、次の(a)及び(b)による。

- (a) 事業所が、前-2.に規定する書類調査によって調査された資料に従って適切に組織及び管理されていることを確認する。
- (b) 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し、良好な試験結果であることを確認し、当該サービスを提供する能力があることを確認する。なお、QSCS による認証を取得した船級協会により承認を既に受けている事業所にあつては、実施された模擬試験の結果を確認することとして差し支えない。

2.5 更新審査

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-2. 更新審査では、本会は 2.3 に規定する承認審査に準じて審査を行う。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、審査の内容を軽減することがある。~~ただし、サービスの提供事業所の模擬試験にあつては、前回の承認又は更新以降に本会検査員によって、当該事業所がサービスを提供する能力を有することが確認されていることを条件とする実施し、~~本会が適当と認める船級協会により認められた当該事業所のサービスの結果を確認することとして差し支えない。

-2.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-2. 更新審査では、本会は 2.3 に規定する承認審査に準じて審査を行う。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、審査の内容を軽減することがある。~~ただし、サービスの提供事業所の模擬試験にあつては、前回の承認又は更新以降に本会検査員によって、当該事業所がサービスを提供する能力を有することが確認されていることを条件とする実施し、~~QSCS による認証を取得した船級協会により認められた当該事業所のサービスの結果を確認することとして差し支えない。

2 編 製品の製造事業所に対する承認の要件

3 章 品質システムの管理要件

3.2 品質システムを構成する管理要素

3.2.7 検査及び試験の管理

-4.(3)を次のように改める。（日本籍船舶用）

-4. 本会規則により要求される検査及び試験

((1)及び(2)は省略)

(3) 本会規則により非破壊検査試験が要求される場合、作業者は本会が適当と認める資格を有しなければならない。

3.2.12 を次のように改める。（日本籍船舶用）

3.2.12 教育，訓練

製品の品質に影響する活動に従事するすべての人々に対して適切な教育，訓練が行われなければならない。この場合において，溶接作業，非破壊検査試験等特に定められた業務に従事する人々に対して，その能力の向上及び維持のために資格認定等特別な配慮がなされなければならない。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 用語

-8.として次の1項を加える。(外国籍船舶用)

-8. 「Quality System Certification Scheme (QSCS)」とは、IACSが定める品質システムの認証スキームをいう。

2 章 板厚計測事業所

2.5 を削り，2.6 を2.5 に改める。

~~2.5 模擬試験~~

~~2.5.1 模擬試験~~

~~実船により板厚計測の模擬試験を行い，提出資料に記載されている板厚計測作業ができることを確認しなければならない。~~

~~2.6~~ 2.5 本会への報告

~~2.6.1~~ 2.5.1 確認

事業所は，各計測結果について確認を受け，報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

~~2.6.2~~ 2.5.2 報告

試験報告書は，本会が適当と認めた書式を用いて作成しなければならない。

3 章 水中検査事業所

3.5 を削り，3.6 を 3.5 に改める。

~~3.5 模擬試験~~

~~3.5.1 模擬試験~~

~~実船により水中検査の模擬試験を行い，提出資料に記載されている水中検査ができることを確認しなければならない。~~

3.6 本会への報告

3.6.1 確認

事業所は，各計測結果について確認を受け，報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

4 章 無線検査事業所

4.5 を削る。

~~4.5 模擬試験~~

~~4.5.1 模擬試験~~

~~実船により無線検査の模擬試験を行い，提出資料に記載された無線検査ができることを確認しなければならない。~~

5 章 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所

5.5 を削り，5.6 及び 5.7 を 5.5 及び 5.6 に改める。

~~5.5 模擬試験~~

~~5.5.1 模擬試験~~

~~実船において航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の性能試験の模擬試験を行い，提出資料に記載された性能試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

5.65 本会への報告

5.65.1 試験報告書 (-1.から-3.は省略)

5.76 証明書の発行

5.76.1 船舶の所有者／運用者への証明書の発行

事業所は，年次の性能試験の証明書を，年次の性能試験の完了の 45 日以内に船舶の所有者／運用者に発行しなければならない。

6 章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.2 品質システム

6.2.3 事業所が参照すべき文書

-1.を次のように改める。

-1. 消防設備の検査及び整備を行う事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(15)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの
- (2) 消火装置の保守及び整備中の適切な状態を示した型式承認書
- (3) *MSC.1/Circ.1318* (改正を含む。)
- (4) *SOLAS* 条約 (改正を含む。)
- (5) 火災安全設備コード (改正を含む。)
- (6) *ISO 6406* (改正を含む。)
- (7) 装置の製造者の承認又は認可資料に規定される文書
- (8) *MSC.1/Circ.670* (改正を含む。)
- (9) *MSC.1/Circ.798* (改正を含む。)
- ~~(10) *MSC.1/Circ.799* (改正を含む。)~~
- ~~(11) *MSC.1/Circ.1312* (*MSC.1/Circ.1312/Corr.1* 及びその後の改正を含む。)~~
- ~~(12) *MSC.1/Circ.1432* (*MSC.1/Circ.1516* 及びその後の改正を含む。)~~
- ~~(13) *A.951(23)* (改正を含む。)~~
- ~~(14) *MSC.1/Circ.1370* (改正を含む。)~~
- ~~(15) 事業所が検査及び整備を行う消防設備に関する *IMO* が策定した指針~~

6.5 を削る。

~~6.5 模擬試験~~

~~6.5.1 模擬試験~~

~~消防設備及び呼吸具に関する検査及び整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

7 章 救命設備の整備事業所

7.1 一般

7.1.1 を次のように改める。

7.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる救命設備の整備を行う事業所に対して適用する。

- (1) 膨脹式救命いかだ
- (2) 膨脹式救命胴衣
- (3) 水圧式離脱装置
- ~~(4) 膨脹型救助艇~~
- ~~(5)~~ 海上脱出装置

7.2 品質システム

7.2.3 を次のように改める。

7.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(6)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) A.761(18) (MSC.55(66)及びその後の改正を含む。)
- (2) MSC.55(66) (改正を含む。)
- (3) MSC.1/Circ.1328 (改正を含む。)
- (4) 必要に応じた整備業者の修理マニュアル、サービス会報、指示書及び訓練の手順書
- (5) 膨脹式救命いかだ、~~膨脹型救助艇~~、膨脹式救命胴衣及び水圧式離脱装置の保守及び／又は整備の際に適切なすべての条件を示す型式証明書
- (6) 海上脱出装置に関する SOLAS Conference Resolution 4 (1995)及び救命設備コード 4 章 (改正を含む。)

7.3 技術者及び監督者

7.3.1 を次のように改める。(日本籍船舶用)

7.3.1 資格等

- 1. 膨脹式救命胴衣及び~~膨脹型救助艇~~以外の救命設備の整備を行う事業所は、船舶安全法第 6 条の 3 に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）又は国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認したサービス・ステーションでなければならない。ただし、当該事業場又はサービス・ステーションとなることが困難な場合にあつては、この限りではない。
- 2. 事業所は、承認を受ける対象となる救命設備の特定の型式及び種類に関し、整備を行うことについて当該設備の製造者から認可又はライセンスを受けていることを示す証明文書を提示しなければならない。

7.5 を削る。

~~7.5 模擬試験~~

~~7.5.1 模擬試験~~

~~救命設備に関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

8 章 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所

8.5 を削る。

~~8.5 模擬試験~~

~~8.5.1 模擬試験~~

~~実船において超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

9 章 塗装システムの認定試験事業所

9.6 を削る。

~~9.6 模擬試験~~

~~9.6.1 模擬試験~~

~~塗装システムの認定試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された認定試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

10 章 救命艇，救助艇，進水装置及び離脱装置の保守， 詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所

10.1 一般

10.1.1 を次のように改める。

10.1.1 適用

本章の規定は，次に掲げる救命設備の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理を行う事業所に対して適用する。

- (1) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。）~~，及び全ての救助艇，（膨脹型救助艇及び高速救助艇を含む。）~~
- (2) 救命艇，救助艇，高速救助艇及びダビット進水式の救命いかだ用の進水装置（自由降下進水式救命艇用の進水装置の1次及び2次手段を含む。）並びに負荷及び無負荷離脱装置

10.1.2 承認

-2.を次のように改める。

-2. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則（改正を含む。）に従い実施する救命艇，救助艇，~~高速救助艇，~~進水装置及び離脱装置の保守，詳細点検，作動試験，修理及び開放に従事する事業所は，MSC.402(96)（改正を含む。）に従いサービスを提供する装置の型式及び種類ごとに 10.1.1 に掲げる業務を行うための承認を得なければならない。

当該承認にあっては，少なくとも次の(1)及び(2)によらなければならない。

((1)及び(2)は省略)

10.2 品質システム

10.2.1 を次のように改める。

10.2.1 作業手順書

事業所は，1.2.4 に定める作業手順書に，少なくとも次の事項を記載し，文書として所持しなければならない。

- (1) 救命艇，救助艇，~~高速救助艇，~~進水装置及び離脱装置の整備の準備及び実施
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録書及び宣言書の発行

10.4 を削り，10.5 及び 10.6 を 10.4 及び 10.5 に改める。

~~10.4 模擬試験~~

~~10.4.1 模擬試験~~

~~実船において救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置及び／又は離脱装置に関する整備作業の模擬試験を行い，提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。~~

~~10.54 整備に使用する装置及び設備~~

~~10.54.1 整備に使用する装置及び設備~~

救命設備の整備のため，事業所は，次の(1)から(3)に掲げる装置及び設備を利用できるように所持しなければならない。

((1)から(3)は省略)

~~10.65 報告~~

~~10.65.1 報告~~

報告書は，MSC.402(96)（改正を含む。）の第 5.3 項の要件に従ったものとしなければならない。詳細点検，作動試験，開放及び修理が完了した場合，当該作業を実施した製造者又は認可された事業所は，救命艇の装置が目的に適合していることを確認した旨の宣言書を速やかに発行するものとする。当該宣言書には，人員の認定及び事業所の認可に関する有効な文書の写しを含めなければならない。

16 章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

16.4 装置

16.4.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

16.4.1 装置

船舶及び海洋構造物の精密検査に使用する装置として、事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

((1)から(7)は省略)

- (8) 実施される作業に関連する板厚計測及び/又は非破壊検査試験を行うための装置
(サービスの一部である場合)

16.5 を削り，16.6 を 16.5 に改める。

~~16.5 模擬試験~~

~~16.5.1 模擬試験~~

~~実船により遠隔検査技術を用いた精密検査の模擬試験を行い，提出資料に記載されている精密検査ができることを確認しなければならない。~~

16.6 本会への報告

16.6.1 検査員による確認

事業所は，各作業について確認を受け，報告書に検査員の署名を受けなければならない。

18 章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

18.2 品質システム

18.2.3 を次のように改める。

18.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(8)に掲げる IMO 文書（その後の改正を含む。）を常時利用可能にしておかなければならない。

- (1) *Res. MEPC.300(72)*
- (2) *Res. MEPC.173(58)*
- (3) *BWM.2/Circ.42/Rev.2*
- (4) *BWM.2/Circ.70/Rev.1*
- (5) *BWM.2/Circ.61*
- (6) *BWM.2/Circ.69*
- ~~(7) *Res. MEPC.279(70)*~~
- (8) *Res. A.1120(30)*1156(32)（改正を含む。）

18.3 技術者

18.3.1 教育・訓練・資格等

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.に加え、18.1.1-1.(1)にいうサンプル水分析を実施する技術者は、次の(1)から(45)に掲げる事項を満足するものでなければならない。

- (1) (省略)
- (2) 詳細分析を実施する場合にあっては、詳細分析手法及び機器の適切な使用に関する訓練を受けていること。（機器の適切な使用を確認するため、本船上で訓練記録の確認及び／又はインタビューが実施される場合がある。）
- ~~(23)~~ (省略)
- ~~(34)~~ (省略)
- ~~(45)~~ (省略)

「安全設備規則」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等*

次に掲げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりではない。

- (1) 膨脹式救命いかだ、救命浮器（膨脹式）及び水圧式離脱装置
- ~~(2) 膨脹型及び複合型救助艇~~
- ~~(32) 海上脱出装置~~
- ~~(43) 膨脹式救命胴衣~~
- ~~(54) 膨脹式の救命いかだ支援艇~~
- ~~(65) ナブテックス受信機~~
- ~~(76) 高機能グループ呼出受信機~~
- ~~(87) VHF デジタル選択呼出装置~~
- ~~(98) VHF デジタル選択呼出聴守装置~~
- ~~(109) デジタル選択呼出装置~~
- ~~(140) デジタル選択呼出聴守装置~~
- ~~(121) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置~~
- ~~(132) レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART~~
- ~~(143) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置~~
- ~~(154) 航海用レーダー~~
- ~~(165) 自動衝突予防援助装置~~
- ~~(176) 電子プロットティング装置~~
- ~~(187) 自動物標追跡装置~~
- ~~(198) 船舶自動識別装置~~
- ~~(2019) 航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）~~
- ~~(240) その他本会が必要と認める安全設備~~

「安全設備規則」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.7 を次のように改める。

2.1.7 安全設備の点検，試験，保守及び整備等を行う事業所

特に規定されない限り，次の(1)から(4)による。

((1)及び(2)は省略)

- (3) 膨脹式救命いかだ，膨脹式救命胴衣，水圧式離脱装置，~~膨脹型救助艇~~，海上脱出装置の整備を第三者が行う場合には，当該第三者は，事業所承認規則 3 編 7 章に適合し，かつ，本会が承認し事業所，主管庁が承認した事業所，主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所でなければならない。

((4)は省略)

「安全設備規則検査要領」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 機器等の整備等

-1.を次のように改める。

-1. 規則 2 編 1.4.2 の規定の適用上、規則 2 編 1.4.2(1)から~~(2019)~~に掲げる機器等（膨脹式救命胴衣を除く。）の整備を本会の検査員の立会のもとで行う場合であっても、当該整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、次の-3.(1)又は(2)に規定するものとする。ただし、次の-3.(1)又は(2)に規定するものの利用が困難な場合にあっては、次の(1)又は(2)に規定するものとして差し支えない。

- (1) 救命浮器（膨脹式）、~~複合型救助艇~~及び膨脹式の救命いかだ支援艇の場合、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。ただし、当該事業所が利用可能でない場合にあっては、この限りではない。
- (2) 救命浮器（膨脹式）、~~複合型救助艇~~及び膨脹式の救命いかだ支援艇以外の機器等の場合、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所。

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

附属書 2.1.3-2.(10) コミッショニング試験の実施要領

(日本籍船舶用)

1.1 事前確認

1.1.2 試験に使用する機器等

-4.を次のように改める。

-4. コミッショニング試験において、危険場所（タンカーのポンプ室等）への立入りを要する場合、事業所は、危険場所における使用が承認された機器を用意する~~か又はコミッショニング試験の実施が不可能な船のリストを検査員に提供すること。~~

(外国籍船舶用)

1.1 分析機器

1.1.1 一般

-4.を次のように改める。

-4. コミッショニング試験において、危険場所（タンカーのポンプ室等）への立入りを要する場合、事業所は、危険場所における使用が承認された機器を用意する~~か又はコミッショニング試験の実施が不可能な船のリストを検査員に提供すること。~~